



たけふ

武生地区広域協定共同運営事務所・越前市土地改良区合同事務所（福井県越前市）

- 越前市は、福井県のほぼ中央に位置し、武生盆地の中央を、県内三大河川の一つ日野川が南北に貫流し、水稻を中心としてトマト、きゅうり等の高収益作物の営農が行われるとともに、自然豊かな伝統産業を引き継ぐ地域となっている。
- 市の農業は稲作が中心であり、担い手農家への農地集積率は7割に達し、大規模経営が進んでいるが、中山間地域の条件不利地では、集積化が進まず、耕作放棄地が拡大している。担い手である認定農業者の高齢化が進んでおり、後継者育成が必要な状況である。
- 越前市は、平成29年度に多面的機能支払活動の広域化方針（市長との政策合意事項）が決定し、市内5ブロック（小学校区・旧村単位）に分け、ブロックごとで広域化を行い、5つの広域活動組織から越前市土地改良区合同事務所が受託することで同意した。平成31年3月に5つの広域活動組織が設立し、令和元年度に共同運営事務局である「武生地区広域協定共同運営事務所」を設立、参加集落は合計で45集落、取組面積は合計で1,356haとなった。事務については、越前市土地改良区合同事務所専任の事務員3名を採用している。

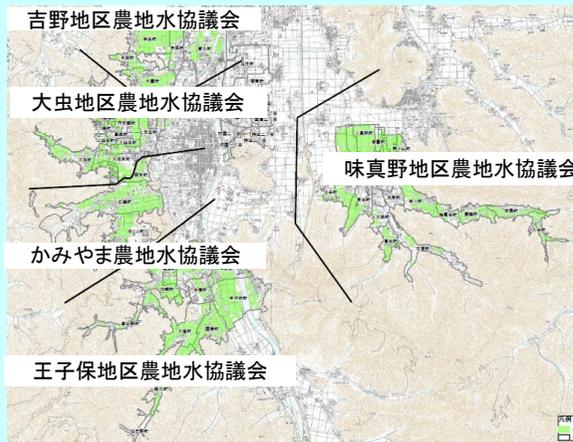
【地区概要】 ※いずれも5広域組織の合計

- ・取組面積 1,356ha
(田 1,347ha、畑 9ha)
- ・資源量 水路602.2km、農道210.6km
ため池72箇所
- ・主な構成員 農業者、自治会、老人会、
婦人会、子供会、
5土地改良区
- ・交付金 約109百万円(R3)

農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化）

広域化前の状況や課題

- 広域化前は、事務処理の負担の増加や、リーダーや事務業務を担う人材不足の状況であった。
- 平成27年度に福井県から全市町へ「活動組織広域化計画」の作成を依頼。平成29年度に越前市の広域化方針が決定し、広域化に向かった。
- 末端施設の保全管理体制の強化と施設整備に係る情報の共有化を図る必要があった。



広域協定と各組織の関係

- 専任職員3名で日報・金銭出納簿や活動記録等の取りまとめ、各組織の運営委員会資料作成、長寿命化対策の計画作成・外部委託の発注・契約、関係機関との連絡・調整等を行っている。

越前市土地改良区合同事務所

事務局3人

- 実施状況報告書等の取りまとめ
- 運営委員会等の資料作成
- 長寿命化対策の計画・実施の事務 等

活動計画書
日報・写真・領収書
長寿命化等要望 等

交付金の配分
活動費の支払
長寿命化対策の調整 等

武生地区広域協定共同運営事務所

(5つの広域活動組織の共同運営事務局)

共同運営事務所 運営委員会

(5つの広域活動組織の代表者で構成)

かみやま農地水協議会

吉野地区農地水協議会

味真野地区農地水協議会

王子保地区農地水協議会

大虫地区農地水協議会

広域化の効果や土地改良区連携の効果

- 広域活動組織の設立により、集落の垣根を越えた取組の展開ができています。また、土地改良区合同事務所が相談窓口となり、市への要望や技術的指導の相談ができています。
- 土地改良区合同事務所が、書類事務や工事に関する業務を担うことにより、長寿命化対策の計画的・効果的な実施できるとともに、各活動組織が活動に専念できる組織運営体制を整備した。
- 土地改良区合同事務所にとっては、新たに職員を雇うことができ、組織の体制強化につながっている。また、組合員に対して土地改良事業への理解が進み、賦課金の未収率の減少につながっている。

長寿命化計画の作成ステップ

STEP I	集落要望の徴集	変更・追加は随時徴集
STEP II	要望内容の聞取り	随時、聞取り
STEP III	他土地改良事業等との調整	
STEP IV	実施計画の作成	必要の応じ毎年度見直し
STEP V	設計・工事発注・完成検査	施設管理者・集落が立会い

補修等の要望を聞き取り、地区内の施設整備に係る情報の把握につながっている。

準備委員会事務局は、越前市、県丹南農林総合事務所、福井県多面的機能発揮推進協議会が担当。

土地改良区からの助言や、準備委員会の中で**キーマンとなる人**を探し出すことに務めた。

Step3 (H30.10)

第2回広域化準備委員会

第1回で出された意見・要望を反映した事務局（案）を提示し確認し、骨子を決定。

- 組織体制・役員選出方法
- 事務局体制・設置場所
- 収支予算（案）
- 活動計画（案）
- 事務処理方法（案）

日当等の単価は、調査を行い、上限値を決め、将来的には統一することを検討課題とした。

Step4 (H30.12)

第3回広域化準備委員会

- 最終確認を行った。
- 集落での参加意向確認を依頼。
- 各活動組織に次の書類提出を依頼。
 - ・ 運営委員の選出（届出）
 - ・ 日当や機械借上単価
 - ・ 長寿命化対策の要望調査表

越前市土地改良区合同事務所と業務委託について合意

Step2 (H30.8)

第1回広域化準備委員会

- 準備委員会のスケジュール確認
- 協定書・規則・運営細則の説明
- 組織体制（案）の説明
- 事務局体制（案）の説明
- 予算配分方法（案）の説明

Step1 (H30.6)

広域化説明会

- 活動組織の広域化概要の説明
- 越前市の広域化方針の説明
- 広域化の必要性の説明
- 広域活動組織設立までの推進スケジュールの説明（広域化準備委員会の設置と委員の選出）

未取組集落も参集。

説明会での主な意見

- 現在、問題なく活動できており、広域活動組織への参加の必要性がない。広域活動組織への参加は必須なのか。
- 広域活動組織以外では、活動できなくなるのか。等

○ 越前市の方針として、広域活動組織への参加を原則とし、**残認定期間がある場合は、再認定時に広域活動組織への参加を前提とした。**

<広域化の合意形成について>

- 意向調査やアンケート調査は実施せず、説明会・準備委員会での意見や要望を聞き、**次回の準備委員会において反映事項と次のステップの説明**を実施。
- 県内他地区の活動事例等を基に、**取組内容等を資料化し、参加者へ広域活動組織の設立のイメージをやすくした。**
- **説明は、越前市を中心に準備委員会事務局で実施。**意見や要望への回答は福井県多面的機能発揮推進協議会が担当し、必要性や意義等の理解獲得に努めた。

きっかけ

H27に県から全市町に「活動組織の広域化計画」の作成を依頼。

H29に越前市の広域化方針（市長との政策合意事項）が決定する。

土地改良区合同事務所が事務局業務を受託することで合意。

一 広域化によってできた効果一

- 長寿命化計画の作成に当たり、集落要望を取りまとめる過程で、地域内の多くの水路等の老朽化の状況が顕在化し、地域と5土地改良区との情報共有が図れた。
- 土地改良区の運営や土地改良事業への理解促進が図れた。



共同運営事務局（土地改良区合同事務所）に設置

今後の展望

- 地元小学校と連携した伝統的農法による田植や稲刈り、案山子づくり等の農業体験を5組織に展開する。
- 老朽化した施設について、他の土地改良事業等と組み合わせた計画的かつ効果的な整備を行う。
- 草刈り作業等の省力化・機械化などの集落の垣根を越えた広域活動組織ならではの効果的な取組展開を図っていきたい。




設立総会 (H31.3)

Step5 (H31.2)

役員選定会議

- 広域活動組織の役員選定会議を開催。（会長1名・副会長1名・監事2名等）
- 5つの広域活動組織の「武生地区広域協定共同運営事務所」を設置。
 - ・ 共同運営事務所に、各組織の会長で構成する運営委員会を設置。
 - ・ 共同運営を行う旨の協定締結と共同運営事務所の事務局に係る経費負担割合等を決定。